

奈良県告示第二百三十九号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、次のとおり市街地再開発組合の事業計画の変更を認可した。

平成二十六年十月三日

奈良県知事 荒井正吾

一 組合の名称

生駒駅前北口第二地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十三年五月六日から平成二十六年十月三十一日まで

三 施行地区

生駒市北新町の一部

四 事務所の所在地

生駒市北新町一二番三二号

五 設立認可の年月日

平成二十三年四月二十八日

六 変更認可の年月日

平成二十六年八月二十九日